

○山梨県警察総合相談室の設置及び運営に関する訓令の制定 について

平成 2 年 3 月 5 日
甲通達（防・秘書・務・監・捜二・生保・備一・交企・交指）第 1 1 号

このたび、別添のとおり「山梨県警察総合相談室の設置及び運営に関する訓令」を制定したので、次の点に留意し、警察総合相談室の適正な運営に努められたい。

各署における相談の取扱いについては、従来どおり「山梨県警察困りごと相談取扱規程」（昭和 51 年山梨県警察本部訓令第 5 号）によるので誤りのないようになされたい。

なお、本通達の施行に伴い「暴力追放（相談）ダイヤルの設置について」（昭和 55 年 3 月 28 日付け、甲通達（捜二）第 1 5 号）は、廃止する。

記

第 1 制定の趣旨

従来、警察本部における各種相談の受理については、困りごと相談所を中心として関係各課で設置した相談電話等により対応してきたが、相談窓口を県民に分かりやすく、利用しやすいものとするため、窓口を一本化することとし、併せて警察に対する要望、苦情を含めた警察行政全般に係る県民の声を聞く相談窓口として、山梨県警察総合相談室（以下「総合相談室」という。）を設置することとした。

なお、これにより「山梨県警察困りごと相談取扱規程」は、警察署のみ適用されることとなった。

第 2 運用上の留意事項

1 総合相談室の設置（第 2 条関係）

総合相談室は、その取扱事項の特殊性から独立した一室を確保することが必要であり、生活安全全部生活安全企画課の別室として設けることとした。

2 相談の受理等（第 5 条関係）

相談室においては、県民からのすべての相談を受理し、第一次的には相談員が対応することとしたが、相談内容が専門的知識、重要な判断等を要すると認められる相談（専門相談）又は事後処理の必要があると認められる相談については、原則として当該相談に係る担当課で処理することとした。

3 勤務心得（第 7 条関係）

相談員及び相談員以外の警察職員が相談の受理及び処理をする場合の留意事項を規定したものであるが、相談等の処理に誤りのないよう配慮すること。

4 所属長の責務（第10条関係）

相談の引継ぎを受けた所属長及び事後措置の対応に当たる所属長の協力を義務付けたものである。